



清末広西梧州における日本製品の流通

著者	謝 雅楠
雑誌名	文化交渉 : Journal of the Graduate School of East Asian Cultures : 東アジア文化研究科院生論集
巻	2
ページ	339-352
発行年	2013-12-01
その他のタイトル	The Circulation of Japanese Products in Wuchow of Kwangsi during the late Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/9897

清末広西梧州における日本製品の流通

謝 雅 楠

The Circulation of Japanese Products in Wuchow of Kwangsi during the late Qing Dynasty

XIE Yanan

Abstract

Kwangsi (Guangxi) locates in South China, and the Pearl River (Zhujiang River) flows through here, which is the second-largest river around the country. The main stream of the Pearl River is the West River (Xijiang River), which is the most developed reach in the basin. The West River makes great contribution to the foreign trade since the late Qing dynasty, and Wuchow (Wuzhou) is the gateway. Wuchow developed into a treaty port on June 4th, 1897 by “The Special Article of the Burmese Frontier Convention”. But Japan had paid attention to Wuchow as early as 1895 when the negotiation of the treaty of Sino-Japanese war was under way, intending to build a passage through the West River from Wuchow.

In the late Qing dynasty, most of foreign products except cotton and woolen goods were distributed into Kwangsi from Wuchow, when Japanese products occupied the largest market share in Wuchow. There are a lot of records to support this point in the Japanese Consular Reports of Meiji period.

This paper is intended to clarify about the circulation of Japanese products in Kwangsi in the late Qing dynasty mainly according to the Japanese Consular Reports.

Keyword: The late Qing dynasty, Kwangsi, Wuchow, Japanese products, Japan consular reports

キーワード：清末、広西、梧州、日本製品、領事報告

はじめに

19世紀半ばのアヘン戦争以後、諸列強は続々と中国大陸へ進出した。日本も日清戦争の勝利によって諸列強の仲間入りを果たし、日中貿易が盛んになった。日清戦争の講和条約を交渉した過程で、日本が開港を求めた土地として広西省の梧州府があったが、清側との交渉により、締結した条約では梧州は除かれた。しかし、日本の外交官によって、広西が注目されていたことは明らかである。

中国の南部に位置する広西は、西には雲南、東は広東、北は貴州、湖南に接し、南にベトナムと国境を接し、東南アジア諸国に接続する要地である。清代には広西布政使司が桂林に置かれ、「広西省」と称した。管轄区域は現在の広西チワン族自治区にほぼ相当するが、南部の臨海地域は、清代では広東省の廉州府に属していたため、当時の広西は内陸省であった。しかし、広西は流域面積が中国で二番目に広い珠江流域の中部に位置し、省内には多くの大河が流れて、水運が極めて発達している。

珠江流域の本流は長く、地域ごとにその名前が変わる。雲南、貴州などの地方から発した多くの川が広東省に隣接する梧州で合流し、東へ流れて広州を経て、香港に至って海に注いでいる。合流点の梧州市内から広州市内まで「西江」と呼ばれ、この流域では最も水運が発達している大江である。西江は清末広西省における対外貿易の発展に重要な役割を果たしていた。その関門となる地が「梧州」である。外国製品は香港などを経て西江の航運を活かし梧州へ輸入され、梧州で消費されるか、また梧州から広西の奥地、さらに奥地の雲南省、貴州省へと販出された。

以上の清末広西または梧州の経済事情について研究されたものは多くはないが、朱従兵・龐広儀、石立民、陳金源、楊静¹⁾などの成果がある。朱従兵・龐広儀は、清末に対外開放された現広西チワン族自治区の管轄内にある北海・龍州・梧州・南寧が広西、およびその周辺区域の貿易への影響について論述している。石立民は、清仏戦争が広西の近代化に及ぼした影響を考察した。陳金源は、現代に至るまで梧州と香港との貿易関係について研究している。楊静は主に近代梧州における輸入品の構成を分析した。これら先学の研究は、広西省や梧州における対外貿易の分析やフランスとの関係を究明しているが、広西と日本との関係については殆ど注目されていない。

そこで本論文は、清末広西とりわけ梧州における日本製品がどのように流通していたかを、日本の「領事報告」を中心に明らかにするものである。

1) 朱従兵・龐広儀「近代北海、龍州、梧州、南寧開埠及其对区域貿易的影響」『広西民族研究』、2008年6月。石立民「中法戦争与広西近代化」『學術論壇』、1990年5月。陳金源「梧州与香港關係述略」『広西地方志』、1998年6月。楊静「近代梧州口岸進口商品結構分析（1897～1947）」『經濟与社会發展』、2007年8月。

一、梧州の地理的優位性

広西チワン族自治区は中国華南地区に位置し、中国の西南地域と東南アジア諸国に接続する要地である。広西は古来より東南アジア諸国との繋がりが深く、現在、首府の南寧市は「中国—東南アジア諸国連合（ASEAN）博覧会」の定例開催地となっている。清末に、インドシナ地域を支配したフランスは広西に注目し、清仏戦争の勝利により、ベトナムと国境を接する龍州の対外開放を要求した。その後、フランスは龍州を拠点として、広西省の大半を勢力下においた。フランスが広西に進出することで、イギリスは中国南部での利益が脅かされたと感じ、広西省水運の関門である梧州に注目した。



図1 清末梧州の位置略図

梧州はいくつかの大江の合流点にあり、水流を遡れば広西省の各主要町に行くことができ、下れば広東省の広州または香港、マカオへ辿り着ける。1897（光緒23，明治30）年4月19日付の領事報告「清国西江沿岸出張取調報告書」は、広西省における梧州港の地理的優位性について次のように報告した。

西江ノ水源夥多アリ、然レトモ之ヲ三大源ニ分ツコトヲ得ヘシ。鬱江黔江及桂江是ナリ、鬱江ハ雲南、黔江ハ雲南及貴州ノ諸水集リテ共ニ廣西ニ入り、潯州府城ノ東南ニ到リ、相會シテ潯江トナリ、東流シテ、梧州府城ノ傍ニ到リ、北來ノ桂江ヲ合シ、之レヲ西江ト稱ス。桂江ハ源ヲ廣西省ノ東北隅興安縣内ヨリ發シ、南流シテ潯江ニ合ス。梧州府以下、即西江ハ南清第一ノ巨流ニシテ東流シテ廣東省ニ入り、其幅廣キ處ハ二三哩ニ達シ、狭キ處（肇慶峽又羚羊峽ト名ク。肇慶府高要縣内ニ在リ。）モ千二百呎ニ餘リ、進ミテ三水縣ニ到

り、北來ノ北江（廣東省ノ北境梅嶺ヨリ發ス）ヲ受ケ東南ニ向ヒテ流レ、澳門（即瑪港）ノ西南ニ到リテ海ニ注ク。又三水ヨリ枝分シテ東流スルモノアリ、潭州河ト稱ス。佛山潭、平洲河陳村涌等ノ支流ヲ分派シ珠江（即廣東河）ト連絡ス。

是ヲ以テ西江ハ其上流鬱、黔、桂ノ三江ト共ニ嶺南、即兩廣運輸ノ最大要路ニシテ、廣東省ノ西部ヨリ廣西雲貴等ニ出入スル。貨物旅客ハ共ニ概ネ此水路ヲ通過スルノ例ニシテ、蓬船ノ此水流ヲ上下スルモノ極メテ多シ、梧州府以下ハ低水ノ時ニテモ吃水六七呎ノ汽船往復ニ差支ナク、梧州府以上、即潯江及桂江トモ流域中岩石多キ處、若クハ屈曲急ニ過クルトコロアリテ、汽船ヲ行ルニ便ナラサレトモ、蓬船ハ潯江ヲ經、鬱、黔兩江ニ入ルヘク、殊ニ鬱江ヲ溯ルモノハ雲南境ニ近キ百色（河口ヲ距ルコト約七百哩）ニ達スルコトヲ得ヘク桂江ニ入ルモノ桂林府ニ達スルヲ得ルヘシ。

（中略）

梧州府 當府ハ梧州府城ノ在ル處ニシテ、潯江及桂江合流點ノ左岸ニアリ、兩廣ヲ連絡スル咽喉ノ要衝ニシテ兩廣間ニ往復スル。客貨ハ皆此地ヲ經、岸ニ沿ヒテ店舗櫛比シ、豪商巨賈少カラス、船舶ノ出入多ク商業繁盛ノ一市場タリ。新開西江ノ最終ニシテ近々開港場トナルヘキノ地アリ²⁾。

西江は南中国の第一の大河である。その水源には多くの河川があり、鬱江、黔江、桂江が三大河川といえる。鬱江は雲南から発し、黔江は雲南・貴州の河川が集まって広西へ流れる。鬱江と黔江は潯州府城の東南で合流し潯江となる。東へ流れる潯江は、梧州府城の傍に至り、北からの桂江と合流する。その合流点から「西江」と呼ばれ、東に流れて広東省へ入り、広州、香港を経て海に注ぐ。西江とその上流は広東、広西における運輸の最大の要路である。

梧州は広東と広西の境目にあり、まさに両省をつなぐ咽喉の地と呼べる。日本の「領事報告」に記されているように、梧州は船舶の出入りが多く、商業が盛んなため、日本の外交官に新開港地としてふさわしい地と考えられた。

二、梧州開港の経緯

梧州は1897（光緒23、明治30）年の「中英続議ビルマ条約」により、同年6月4日に開港したが、1895（光緒21、明治28）年、日清戦争後の講和条約（下関条約）が交渉された時、日本はすでに梧州の開港、西江の通航を求めている。当時日本側の全権弁理大臣を担当した陸奥宗光が執筆した外交記録『蹇蹇録』に次のように見られる。

我講和條約案ハ即日之ヲ清國使臣ニ送達セリ該案ノ要概ハ（中略）

清國ハ右ノ外、更ニ左ノ讓與ヲ為ス事。

2) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治30年第91号「清国西江沿岸出張取調報告書」、2-3頁。

- (一) 従来ノ各開市港場ノ外北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州ノ各市港ヲ日本臣民ノ住居営業等ノ為メ開クヘシ。
- (二) 旅客及貨物運送ノ為メ日本國汽船ノ航路ヲ（中略）（イ）西江ノ下流廣東ヨリ梧州迄（中略）擴張スヘシ³⁾。

このように、日本側が提示した草案では梧州の開港と西江の通航が求められている。しかし、清側との交渉では梧州は開港には至らなかった。同書に「其通商上ノ讓與ニ關シテハ開市港トスヘキ北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州ノ七箇所ヲ沙市、重慶、蘇州、杭州ノ四箇所ニ減シ⁴⁾」とあるように、締結された条約では梧州が除外されたのである。

下関条約案の起草過程については、すでに堀口修の研究⁵⁾があり、「新開市港場と新航路の要求を講和条約案に挿入するのに与かったものと推定されるものとして小村寿太郎政務局長の「清国ニ於ケル通商特権ノ拡張」と題する意見書がある⁶⁾」とされた。小村は意見書「清国ニ於ケル通商特権ノ拡張⁷⁾」で、通商の特権を求める意見を述べた。小村は、工業の発展を遂げた日本は、広大な中国市場へ進出すべきと考え、そのために清政府から列強と同等な通商権利、さらに新しい条約港の開港を求めるべきと主張した。その新しい条約港として以下の5つの都市が掲げられた。

第一 開港場ハ從來歐米各國ニ向テ開キタル諸港ノ外、更ニ左ノ一市四港ヲ開カシムル事。

一 北京、一 湖北省沙市、一 湖南省湘潭、一 四川省叙州、一 廣西省梧州

北京 ハ我國人ノ豫想ニ反シ、將來本邦輸出品ノ一大市場トナルベシ。既ニ開戦以前ニ在テ我國ノ製造物殊ニ舶來模造品ハ著シキ需要ヲ來タシ。其販賣ニ従事スル店舗五十餘ニ上ボリ日ヲ逐ヒ益々繁盛ニ赴クノ傾向アリシヲ目撃セリ。歐米各國トノ條約ニハ、外國人ノ北京ニ於テ商業ヲ營ムヲ許サスト雖トモ、現ニ西洋商人ニシテ雜貨店ヲ開キタル者ニ名アリ。是レ北京政府ノ默許スル所ナレハ、此際公然北京ヲ開市場ト為サシムルヲ必要トス。

沙市 ハ揚子江ニ臨ミ、漢口、宜昌ノ間ニ位シ、國道ヲ北方河南、陝西ニ通シ、西方四川ニ出入スル貨物ノ揚卸地ナリ。清國中部ニ於ル商業ノ要地ハ先ツ指ヲ漢口ニ屈シ、沙市之ニ踵セリ。從來歐米人ハ清國政府ヲシテ宜昌ヲ開カシメ、以テ其地方ノ貿易ヲ營ミ來リシト雖トモ、羣山ヲ背ニシ頗ル交通ニ便ナラス。且入口モ亦稀少ニシテ、商業地トシテハ沙

3) 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波書店、1941年1月、203頁。

4) 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波書店、1941年1月、203頁。

5) 堀口修「下関講和談判における日本の通商要求について：特に原敬通商局長の意見書を中心として」（『中央史学』第2号27-46頁、1979年3月）、「日清講和条約案の起草過程について（I）」（『政治経済史学』第230号33-50頁、1985年8月）、「日清講和条約案の起草過程について（II）」（『政治経済史学』第231号49-70頁、1985年8月）等参照。

6) 堀口修「日清講和条約案の起草過程について（I）」『政治経済史学』第230号、1985年8月、47頁。

7) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B06150071000、日清講和条約締結一件 第三卷／休戦定約（B-2-2-1-1-3）（外務省外交史料館）。

市ニ及ハサル事遠キヲ以テ、此地ノ開港ヲ熱望シテ止マサルナリ。

湘潭 ハ湘江ニ枕ミ、揚子江ヨリ洞庭湖ヲ經テ汽船ヲ航セシムルヲ得ヘシ。且湖南省ノ貨物集散スル所ニシテ、清國中部ニ於ケル第三ノ商業要地ト為ス。

敘州 ハ揚子江ノ上流ニ沿ヒ、北ハ岷江ヲ以テ成都府ニ通シ、西南モ亦貴州、雲南ニ水流ノ利アリ。四川省ハ人口少クモ五千萬ニ下ラス、土地豊沃、各種ノ産物ニ富ミ、且礦物多ク、清國第一ノ豊庫ト為ス。而シテ我カ水産物及舶來摸造品、殊ニ紡績絲ニ對シ、夥多ノ需要ヲ有スルヲ以テ、將來ノ一大市場タル事蓋シ疑ヲ容レス。其物貨ノ集散點ハ即チ敘州ナレバ、之ヲ開カシムル事必要ナリトス。

梧州 ハ數派水流ノ合スル處ニ位シ、外ハ廣東ヨリ汽船ヲ以テ遡ルヲ得ヘク。内ハ雲南、貴州ヨリ棹シテ出入スルヲ得ヘシ、實ニ南清第一商業要地ナリ。故英獨ノ商人之ヲ開カシメント企望スル久シト雖トモ、未タ其目的ヲ達スルニ至ラス。

掲げられた5つの都市を見るに、北京は首都であり、日本製品の需要が拡大する見込みがあると考えられた。沙市、湘潭、敘州、梧州は、いずれも水運の要地である内陸港であった。沙市、湘潭、敘州は、中国の中心部を流れる長江流域にある港で、梧州は中国南部を流れる西江の港である。この5箇所をすべて条約港とすることができたら、日本の勢力は内河流域によって中国の奥地へ伸張できると見られたのである。

とりわけ梧州はいくつかの水流が合流する位置にあり、広東からは汽船が、雲南、貴州からは河川を航行する帆船が通航できる。その地理的優位に因んで、梧州は「南清第一商業要地」と讃えられた。イギリスやドイツは長い間梧州の開港を企てたが、目的が達成できないままであった。日本からも小村の意見書によって注目されていたのである。

下関条約で梧州は開港場とならなかったが、イギリス政府からの圧力によって1897（光緒23、明治30）年に開港した。1896（光緒22、明治29）年5月27日付の領事報告「清国地方官条約ニ違背シテ通商ヲ妨碍妨害セリト云ヘル事附英人西河開商ノ運動」によれば、西江通航の開始は、広東・広西両省の地方官が、条約規定外の賦課を商人らに課したためと考えられた。

当時、南京条約と天津条約の規定により、外国輸入品は関税のほかさらにその半額を通過税として納入すれば、清国の奥地へ販売や転売しても、ほかの税は一切免除されたのであった。しかし、広東広西両省の地方官は、条約に違反して規定外の税を課した。それに対して、イギリス商人は苦情を訴え、地方官の条約違反に関する証拠を集めようとしていた。清国商人も最初はそれに協力していたが、官憲からの圧力により手を引いた。イギリス商人はやむを得ず自ら策を立てて行動し始めた。その状況は次のようである。

客年十二月、一英商通過税納済諸種ノ貨物ヲ支那船ニ搭載シ、自ラ西河ヲ溯リ梧州府ニ到リ販賣スルノ計畫アルヲ聞知シタレバ刮目シテ、之ニ對スル清國地方官ノ處置如何ヲ注視シタリ。

右英商ハ豫期ノ如ク、諸種ノ貨物ヲ支那船ニ満載シテ梧州府ニ到リ。先ヅ知府ヲ訪ヒ、

來商ノ目的ヲ告ゲ、一月二日內ニ土地ノ清商ト多額ノ賣約ヲナシ。翌日貨物ヲ交付スベキ筈ナリシニ、其夜廣東釐金船二名ノ商事探偵ヲ乗セテ來着シ、翌朝ニ至リ清商等該英商ニ來報シテ、昨日ノ約束ヲ履行スレバ、刑罰ニ處セラルベキニ依リ、官憲ヨリ取引自由ノ告達アルニ非ザレバ、遺憾ナガラ履行シ難シト云ヒ地方官商民ヲ脅迫シ取引ヲ妨グルノ事跡疑ナキニ由リ。該英商ハ在廣東英國領事ニ訴へ、領事ハ總督ニ照會シタルニ、總督ハ斷然拒絕シテ顧ザルヲ以テ領事ヨリ在北京英國公使ニ申報シタリ。

英國公使ハ右ノ申報ニ接シ、總理衙門ニ向ヒテ掛合ヲナシ數回往復討議ノ後、總理衙門ハ二月十二日付ヲ以テ「清商ハ通過稅ヲ納メタル外國品ヲ買収スベキ、完全ナル自由ヲ有スル旨ヲ明示セル曉諭書ヲ發スベキコトヲ、兩廣總督ニ訓令スベシ」トノ証言書ヲ英國公使ニ交付シタリ。

越エテ二月十七日、梧州知府ハ曉諭ヲ發シ、内々稱ヘルアリ。英人ノ内地取引ハ條約ノ定ムル所爾等、若シ該英商ト取引セント欲セバ取引スルモ差支ナシ。但シ貨物ノ既ニ清商ノ手ニ渡リタル上、釐金稅及關稅ヲ賦課スルハ例規ノ通タルベシ云々。

右曉諭中、但シ以下ノ文言ハ明ニ天津條約廿八條ノ規定ニ違背シ、地方官ノ擅横ヲ以テ英國人ガ條約上ニ得タル權利ヲ毀損スルノ明証ニシテ、以テ其平生ヲ察スル足ルベシ。是ニ於テ乎清國ヲ西河ヲ開カメシ通商貿易ヲ自由ナラシムルニ非ザレバ斷エテ、地方官ハ陰ニ陽ニ妨害手段ヲ盡シ、以テ條約上ノ權利ヲ毀損スベシトテ、當地商業會議所ハ右ノ事實ト理由トニ據リ、本國外務大臣在北京公使當地政廳等ニ訴へ、西河開商ノ情願ヲ懇述シタリ。而シテ本件ハ在北京英國公使ノ盡力中ニ係リ談判首尾克ク運ブベキ模様ナリト云フ⁸⁾。

イギリス商人は通過稅納入済の貨物を中国船に搭載して梧州に至り、現地の清国商人と売約を交わした。しかし、翌日に清商は官憲からの威嚇で売約を履行できないと言った。イギリス商人は貿易の自由が妨碍されることを在広東イギリス領事に訴えた。領事は兩広總督にこの件について照会することを要求したが、断られた後、さらに在北京イギリス公使にも報告した。イギリス公使は直ちに清政府の外交機関である總理各国事務衙門とその件について交渉した。その後、總理衙門は上記に見る「清商は通過稅納入済の外国製品を買収すべき、完全なる自由を有する旨を明示する曉諭書を發布することを兩広總督に訓令を出した」との証言書をイギリス公使に交付した。しかし、梧州府は、梧州においては貿易の自由を認めるが、一旦貨物が清商の手に入った以上、釐金と関税を賦課するのは例規であるという内容の曉諭書を發布した。イギリス商人はこの曉諭書を地方官が貿易の自由を妨碍したことの明証としたのである。この事件を契機に、イギリスは地方官が通商貿易の自由を妨害することを名目として清政府に西江の通航を要求したのであった。

1897（光緒23、明治30）年2月4日、「中英統議ビルマ条約」が締結され、同年6月4日にイ

8) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治29年第44号「清国地方官条約ニ違背シテ通商ヲ妨碍セリト云ヘル事附英人西河開商ノ運動」、3-4頁。

ギリスは梧州において海関を開港させた。このように、西江は外国の圧力により、船舶の通航が可能となり、梧州港は、1887（明治20）年に対外開港したベトナムに近い龍州に次いで、広西省の二番目の開港場となった。

三、梧州における日本製品の流通

清末に設置された梧州海関税務司が作成した貿易報告⁹⁾に、梧州海関の貿易統計がある。それにより梧州が開港された1897（光緒23，明治30）年から清末の1911（宣統3，明治44）年までの貿易統計表を作成した。

表1 1897（光緒23，明治30）年－1911（宣統3，明治44）年梧州海関貿易統計表（単位：海関両）

年度	輸入			輸出			輸出入額合計
	外国から	中国から	合計	外国へ	中国へ	合計	
1897	1,368,983	74,287	1,443,270	398,329	74,573	472,902	1,916,172
1898	2,793,374	183,433	2,976,807	1,148,129	96,822	1,244,951	4,221,758
1899	4,076,227	124,107	4,200,334	1,845,720	88,129	1,933,849	6,134,183
1900	4,489,466	110,290	4,599,756	1,874,568	65,003	1,939,571	6,539,327
1901	5,541,017	108,786	5,649,803	1,804,449	46,884	1,851,333	7,501,136
1902	3,340,519	174,688	3,515,207	2,819,818	266,843	3,086,661	6,601,868
1903	5,332,984	313,654	5,646,638	2,290,632	336,959	2,627,591	8,274,229
1904	7,487,289	319,147	7,806,436	3,016,926	260,856	3,277,782	11,084,218
1905	7,455,571	485,067	7,940,638	2,893,970	353,565	3,247,535	11,188,173
1906	6,457,343	348,828	6,806,171	3,427,197	323,895	3,751,092	10,557,263
1907	5,995,109	971,336	6,966,445	3,464,003	258,390	3,722,393	10,688,838
1908	7,603,436	1,650,983	9,254,419	3,247,193	351,306	3,598,499	12,852,918
1909	7,449,130	1,994,523	9,443,653	3,229,067	302,923	3,531,990	12,975,643
1910	8,854,682	2,475,809	11,330,491	4,222,941	410,318	4,633,259	15,963,750
1911	7,260,759	1,596,719	8,857,478	3,471,019	336,848	3,807,867	12,665,345

（注：1897年は6月より12月までのものである）

上記の統計表については、東亜同文会が1917（大正6）年に出版した『支那省別全誌 第二卷 広西省』¹⁰⁾にも同様な記載が見られる。表1に示したように各項目の数値が表した内容がわ

9) 《中国旧海関史料》編輯委員會編『中国旧海関史料』、京華出版社、2001年10月、第25-56冊、「RETURNS OF TRADE AND TRADE REPORTS」PART II- REPORTS AND STATISTICS FOR EACH PORT、WUCHOW (1897-1911)。

10) 東亜同文会編『支那省別全誌 第二卷 広西省』東亜同文会、1917年、116-117頁

『支那省別全誌』の統計データは、梧州海関の貿易報告から抽出したのが見られる。しかし注意すべ箇所は、海関の貿易報告では、1905年に中国への輸出額は「353,565」と記載されているのに対して、『支那省別全誌』は、「三五三、九六五」とあるが、『支那省別全誌』の誤りと考えられる。

かる。

輸入項目の「外国から」は、香港を含む外国から梧州へ輸入された総額であり、「中国から」は、中国の各港から輸入された中国製品と外国製品の合計額である。輸出項目の「外国へ」は、梧州から外国へ輸出された中国原産品の額であり、「中国へ」は中国の各港へ移出された中国原産品の額である。またこれらの数値はすべて経費や税金などが加算された商品の総価値である。

梧州における貿易状況の推移について、表1を元に以下の推移図を作成した。

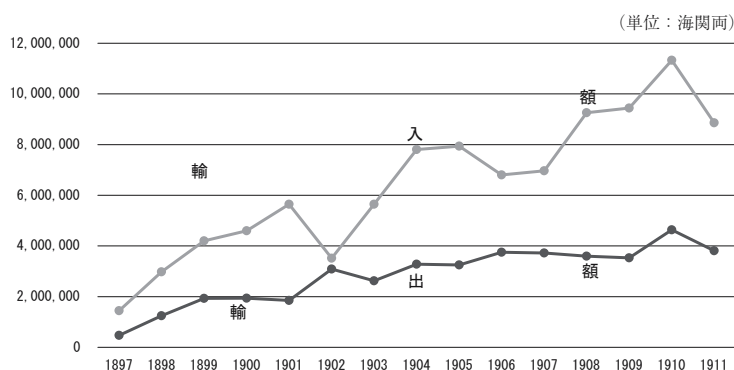


図2 1897(光緒23, 明治30)年-1911(宣統3, 明治44)年梧州輸出入額推移図

海関の統計によれば梧州が開港されてから、対外貿易が盛んになったことは明らかである。貿易額はほぼ毎年増加していく傾向が見られる。多くの外国製品が梧州に流入し、梧州から大量の木材や、牛皮など簡単な加工品が輸出されていた。また、アメリカ、インド、イギリスなどの外国からの直接輸入だけでなく、広州を経由した輸入品や上海などの中国各地からの移入品も少なくなかった¹¹⁾。

梧州開港の直前に、日本が西江沿岸の事情について調査を行った。その報告書である1897(光緒23, 明治30)年4月19日付の領事報告「清国西江沿岸出張取調報告書」は、西江地方における日本製品の需要状況について、次のように報告している。

巡回地方各地ニ於テハ日本製品ノ消流多キモノハ第一鰯、鮑、乾蝦、鱧鱈、海參、昆布等ノ海産物其他椎茸及寒天等ノ食料品。第二燐寸。第三綿フランネル、綿縮、手拭地、西洋形浴巾等ノ綿織物、及棉布張洋傘、其他諸雜貨等トス。第二第三ニ就キテハ、別ニ報告書ヲ差出スヘケレトモ、茲ニ一言スヘキハ、清國ニテ生金巾、晒金巾、其他諸金巾類、雲齋

11) 前掲注9を参照。

布、天竺綿布、シーチング、若クハラスチング等ノ需用頗ル莫大ナルコト是ナリ。若シ日本ノ機業家ニシテ、盛ニ之ヲ製造シテ、清國ニ輸出シ、英米印度等ノ輸出品ト競争スルコトヲ得ハ、其賣口殆ト無限ナリト云フヘシ。又第一類即鰯、鮑、椎蕈、寒天等モ相變ラス需用アレトモ、近來價格高進ノ為メ、其賣行捗々シカラスト云フ。又内地ニ入レハ、塩魚ノ需用頗ル盛ニテ、重ニ安南、暹羅、交趾支那等ヨリ輸入セラルト云ヘリ。本邦漁場ニテ大漁ノ節ナト、廉價ニ且暑熱ニ遭フモ變味セラル様ニ製出シテ、之ヲ輸出セハ、其需用亦廣カルヘシ¹²⁾。

西江地方に輸入された日本製品の最も多いものは乾物の海産物を主とした食料品であった。その中でも、鮑（あわび）、鱻（ふかひれ）、海鼠（なまこ）は中華料理の高級食材として、魚肚（魚の浮き袋）とともに中国海鮮料理の四大珍味「鮑參翅肚」として知られる。海産物については、特に塩干魚の需要が盛んで、従来東南アジアが主要な輸入先であった。そこで「領事報告」は、日本での大漁の季節に、廉価で腐敗しにくい塩干魚製品を製造し輸出すれば、西江地方の塩干魚の需要はさらに拡大するという見解を示している。その他、日本製品の需要量の二番目に多いものはマッチであり、第三位は織物類と雑貨であった。織物類製品について、日本の機業家は広西市場において積極的にイギリス、アメリカ、インド製品と競争すべきだと考えられた。

さらに、日本製品の輸入状況に関しては、1905（光緒31，明治38）年8月30日付の「清国広西省梧州視察復命書」の報告に見られる。

「タオル」輸入ノ増加ハ注目ス可キモノニシテ、五年前迄ハ一年壹千打余ナリシ所、一昨年ノ輸入額ハ一萬打ニ上リ、昨年ハ貳萬打ヲ越エタリ、當地方支那人ハ他地方ニ比シ、屢々湯ヲ以テ身體ヲ拭フノ習慣アリ。殊ニ夏期ノ如キ、毎食後必ズ温湯ヲ以テ顔及身軀ヲ拭ヒ、外出旅行スル時ハ如何ナル若力百性ト雖、必ズ其荷物ノ一端ニ舊キ「タオル」ヲ結付ケテ携帯シ、食後其他屢々之レ以テ顔及身軀ヲ拭フヲ見ル。他地方ニ於テ見ル、上衣ノ裏ヲ以テ汗ヲ拭ヒ平然タルガ、如キハ當地方ニ於テ絶テ見ザル所ナリ。從テ「タオル」ノ需用ハ意外ニ大ナルモノナラン。日本製「タオル」ハ梧州市街到ル處ニ店頭ニ現ハレラルモ、其輸入額ハ全額ノ殆ンド三分ノ一ニ滿タズ。他ニ皆英國品ト稱シ居レトモ、獨逸製中々多額ヲ占ムルガ如シ。

…

石鹼ハ日本、獨逸、佛蘭西、製多ク、殊ニ日本ノ佛製模造品賣行最モ好シト¹³⁾。

梧州地方の人は、一般的に湯で体を拭く習慣があり、タオルの使用が広く流行していた。そのためタオルの需要は多く、輸入額も急増した。ところが、日本製のタオルも梧州市街のいたるところの店頭に見られたが、その輸入額は総額の三分の一にも満たず、イギリス製と称する

12) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治30年81号「清国西江沿岸出張取調報告書」、8頁。

13) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治38年62号「清国広西省梧州視察復命書」、40頁。

ドイツ製のものが多額を占めていた。またフランス製を模造した日本産の石鹼が好まれ、その他に輸入額が多い日本製品については次のものがあった。

日本品ニシテ當市場ニ輸入セラル、モノ多シ、蓋シ綿毛織物類ヲ除キ外國品中最多額ヲ占ム、其重ナルモノハ綿布、綿縮、燐寸、海産物等ナリ。綿布ノ需用ハ比年増加ノ傾向アリ、燐寸ハ一昨年ノ輸入額十萬兩餘ニ上リ、梧州市場絶ヘテ他ノ外國品ヲ見ズ、最モ賣行好キハ「射鹿唆」、「舞龍唆」ナリト、小賣店ニテハ小箱一箇二厘三厘ニテ販キヲレリ。海産物ハ鮑最多額ヲ占メ、一年四千余兩ノ輸入アリ。鮑罐詰ハ神戸澤田商店製ト商標シタルモノ、所々ノ店頭ニ見ヘシガ、買人殆ンド無シト賣價ハ一箇叁拾錢ナリ。日本石炭近來小蒸気船用トシテ續々輸入サル。土産ノモノアレトモ其質悪シク、火力日本炭ニ比シ五割以上モ弱ク、到底汽船用トナスニ堪エズト云フ。將來西江上流ノ小蒸気船其數ヲ増シ、又製造所等勃興センカ、日本炭ノ需用ハ益々増加ス可シ。然シ廣西ノ炭礦採掘ハ未タ其良好ナル本脈ニ達セズ、將來洋人指導ノ下ニ大規模ヲ以テ其採掘ニ従事センカ、其炭質モ又良好ナルモノヲ發見シテ、梧州貿易ニ新生面ヲ開ク事アルベシ。他ノ雜貨ニシテ、眼ヲ引クモノハ洋傘、陶器、小供玩弄物「ランプ」等ナリ。陶器ハ小形ノ茶飲茶碗并等多ク、玩弄物ハ陶器製支那人形最モ多シ、洋傘「ランプ」類ハ外國製ト雜リラル故、其正確ナル額ヲ知り得サリモ、日本製品ノ賣行ハ意外ニ大ナラン。是等日本品ハ皆香港及廣東ノ支那商人ノ手ヲ經テ當地ニ輸入サレ、梧州市街中央部ニテ専ラ日本品ヲ商ヒ居ル店舗ハ、一見セシ所貳拾餘軒アリ。皆相當ノ商賣ヲナシ行クニ、未ダ一人ノ日本商人ノ當地ニ店ヲ構フル者ナク、又一代理店ヲ有スルモノナシ、是本邦南清實業家ノ注意ス可キ事ナリ¹⁴⁾。

当時の梧州において、外国輸入品の大口は木綿や毛織物類で、毎年全輸入額のほぼ半数を占めていた。しかし日本製品は梧州市場において、綿毛織物類を除く外国製品の中、最多額を占めていた。その主なものには綿布、綿縮、マッチ、海産物があり、マッチはほぼ日本製が独占状態で、他の外国産はほとんど見られなかった。海産物の中でも、鮑は最多額を占めていた。神戸の沢田商店製の鮑の缶詰が所々の店頭で販売されたが、買う人は極めて少なかった。また小蒸気船に使用される日本石炭の需要が逐年増加していた。その他には日本雑貨の売れ行きも良好であった。

日本製品の輸入については、上記の報告書より8年前の「清国西江沿岸出張取調報告書」の内容と大差なく、海産物、マッチ、織物や雑貨が主であった。しかし、これら日本製品は日本から直接輸入したのではなく、香港や広東の中国商人を經由して梧州へ輸入されたのであった。それは梧州に日本商人が店舗もしくは代理店を有していなかったためである。

また、梧州の学校においても日本製品が多用されていた。

中學堂、府立ニシテ、道臺衙門ノ近クニアリ。生徒五十余名ヲ有り、寄宿生多シト云フ。

14) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治38年62号「清国広西省梧州視察復命書」、41頁。

七八年前ノ設立ニカ、ル、校舎内部等頗ル清潔、蓋シ梧州第一ノ完備シタルモノナリ。現今教師生徒ノ宿所ヲ構内ニ増築シ居レリ。教師ハ支那人七人、外ニ本邦人鈴木東海ト云フ人。師範學堂トヲ兼ネテ理化學及日本語ノ教授ヲナシ居レリ。授業時間ハ午前七時ヨリ十一時迄、午後ハ一時ヨリ四時迄ナリ。級ハ目下二ツニ分レ居レリ。生徒ノ學費ハ月六元位ニテ足ルト云フ。校内「ホール」ニハ日本皇帝陛下ノ御肖像ヲ掛ケアリ。教授用ノ器具標本盡ク日本ヨリ輸入シクルモノナリ¹⁵⁾。

梧州の学校でも日本製品が多用され、教授用の器具標本なども日本製であった。

梧州に多く輸入された日本製品についての記録は、1908（光緒34、明治41）年11月9日付の外務省記録「清国雲南省広西省及仏領印度支那地方事情調査ノ為メ東亞同文会員山口昇派遣一件」の第二号報告書「広西省梧州府一般状況」にも見られる。

棉布 之亦南寧、柳州、百色、桂林等ヲ經テ各省ニ入ルモノナルガ、金巾ハ英國物多ク（生及晒）。色物ハ英國、独逸、日本等アリ。多クハ水色ニテ、上衣ニ用フ、人民ノ富ノ程度ハ未ダ下位ニアル地方ノコトトテ、上下共ニ棉布ヲ愛用ス¹⁶⁾。

棉布は梧州に輸入された後、さらに南寧、柳州、百色、桂林などを経て各省へ輸送された。広西においては棉布が愛用され、ほかの外国製と同じで、日本製も多くは水色のもので、上着として使用された。

燐寸 怡和洋行（英商）ノ手ニヨリ日本燐寸輸入サル、コト夥シ。

製造地ハ神戸ニシテ其ノ最モ賣行ヨキハ龍牌ナリ。之二次グモノハ三喜牌ナリ。以下各商牌ヲ挙ゲレバ、飛馬、虎馬、樹鹿、舞鯉等ナリ¹⁷⁾。

マッチは主に日本産であったが、日本の商社が販売したのではなく、イギリスの怡和洋行によって輸入された。その産地は神戸であり、一番の売れ筋は龍牌というブランドであった。

日本雑貨 日本雑貨ノ輸入ハ甚シ。洋傘、柱時計、毛糸、文房具、漆器、罐詰、齒磨粉、其他化粧品等ハ多クハ日本産ニシテ、廣東商人ノ手ニヨリテ輸入セラル。又当地九坊街ノ萬源生及怡和隆ノ二商ニヨリテ日本ヨリ直輸入セラル、モノ少カラズ。右二商ハ共神戸ニ本店ヲ有ス。怡和隆ノ主人ハ麥ト云ヒ、南海縣ノ人ナリ、神戸ニテハ怡和號ト云フ。萬源生ノ支配人ハ黃阜南ト云ヒ、日本語ヲ能リス。此二商ハ日本雑貨一手販賣ナリ¹⁸⁾。

雑貨類もほとんどが日本製であり、主に広東商人により輸入された。そのほか、九坊街にある萬源生と怡和隆という二つの商社は、雑貨を日本より直接輸入した。この二つの商社はともに神戸で本店を有していた。怡和隆は神戸では怡和号と呼ばれ、その主人は麥という苗字で、

15) 同上、49頁。

16) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03050444300、清国雲南省広西省及仏領印度支那地方事情調査ノ為メ東亞同文会員山口昇派遣一件（B-1-6-1-325）（外務省外交史料館）。

17) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03050444300、清国雲南省広西省及仏領印度支那地方事情調査ノ為メ東亞同文会員山口昇派遣一件（B-1-6-1-325）（外務省外交史料館）。

18) 同上。

広東省南海県出身の人であった¹⁹⁾。萬源生の支配人は黃阜南であった。

この報告書には梧州市街の状況についても報告している。

會館街ト九坊街トハ梧州ノ中枢ニシテ、各種大商店貿易商軒ヲ並べ、商業尤モ殷盛ナリ。雜貨店ノ如キモ外國品ヲ以テ充満サレ、陳列方モ文明的ナリ。

梧州ノ中枢には會館街と九坊街があり、貿易商店が多く、商業が盛んな所であった。各店には外国製品が充実し、日本製品もそこで販売されていたようである。

明治43年（宣統2，1910）8月20日付の領事報告「両広重要地方交通及商業状況」も梧州における日本製品の商況を報告している。

輸入外國品中、綿布綿糸ノ大部份ハ英國品ニシテ、石油ハ「スマトラ」及米國産ナリ。而シテ燐寸ハ全部日本製ノモノニ係レリ。梧州税関報告中、明カニ日本品ナルコトヲ記載セルモノハ綿「フランネル」、綿織物、綿縮、「タオル」、燐寸等ニ過キスト雖、洋傘、海産物、時計及石炭ノ一部、其他雜貨類中日本品ニ屬スルモノ亦少ナシトセス。唯目下梧州ニハ未タ本邦商人ノ居住スルモノアラサルカ故ニ、前記本邦品ハ悉ク支那商人ノ手ニ依リ香港ヨリ輸入販賣セラル、モノナリ²⁰⁾。

外国輸入品のなかで綿布、綿糸の大部分を占めたのはイギリス製品で、石油はスマトラ産及びアメリカ産で、マッチはすべて日本製であった。梧州税関報告中に日本製品とはっきりと記載されたものには、綿フランネル、綿織物、綿縮、タオル、マッチがあり、洋傘、海産物、時計、そして石炭の一部、その他雜貨品もあった。上記の報告に関連して『支那省別全誌』にもほぼ同じ内容が以下のように記されている。

而して主なる輸出品を挙げれば、家畜、獸皮、樹脂、砂糖、藍靛及び木材、米、薪木、各種油類にして、輸出品中の主なる物は綿布、棉糸、燐寸、石油等とす。

輸入綿布、棉糸の大部分を占むるものは英国品にして、石油はスマトラ産及び米國産なり、而して燐寸は全部日本製のものに係る、梧州税関報告中明らかに日本品なることを記載せるものには綿フランネル、綿織物、綿縮、タオル、燐寸等に過ぎずと雖も、洋傘、海産物、時計及石炭の一部、其他雜貨品中、日本品に属するもの亦少なしとせず、唯目下梧州には本邦商人の居住するもの只雜貨商三福洋行ある耳にして、前記本邦品の大部分は悉く支那人の手を通じて、香港より輸入販売せらるゝものなり、尚ほ梧州と香港及び広東兩地に於ける貿易関係を見るに、外国との取引は殆んど香港に限られ、国内貿易の大部分は広東との取引に係るものゝ如し、南寧との商取引も近年俄かに興旺の状況を呈し来れり、而して輸入品も殆んど之れと同一にして、香港広東との取引関係最も密接なり²¹⁾。

19) 松浦章「辛亥革命前の神戸華商麥少彭の經濟破綻」『関西大学文学論集』第54巻第1号、2004年7月、1～5頁。

20) 外務省通商局編纂『通商彙纂』明治43年54号「両広重要地方交通及商業状況」54頁。

21) 東亞同文会編『支那省別全誌 第二卷 広西省』東亞同文会、1917年、89-90頁。

しかし、1910（宣統2，明治43）年の「両広重要地方交通及商業状況」では、当時梧州に日本商人が居住していないと報告されたが、1917（大正6）年の『支那省別全誌』では、雑貨商の三福洋行という日本商人が商業活動を行っていたことがわかる。また、『支那省別全誌』によれば、三福洋行が雑貨のみならず、漢方薬も取り扱っていたようである。

このように梧州では、日本製品が長年多く流通していたが、日本から直接輸入したものは少なく、香港や広東の中国、外国商人の手を経て香港より輸入されたものが大部分を占めていたのであった。

おわりに

19～20世紀初期の西洋列強は、海外市場の確保のために世界の国々を分割した。豊かな資源と巨大な市場の潜在力を持つ中国も当然列強の注目を浴びる国の一つとなった。インドシナ地域を支配したフランスは、清仏戦争後の1885（光緒11，明治18）年6月の講和条約「天津条約」によって中国南部の鉄道敷設権を得て、ベトナムと中国南部市場を一つの経済エリアとして接続しようとしていた。広州港と香港を掌握したイギリスは中国南部での利益が脅かされると感じ、西江の通航と梧州を含む沿岸港の開放を求めてフランスに対抗していた。そのような状況において、日本も中国での利権を求め、日清戦争の講和談判で梧州などの開港を図ったが成功しなかった。その後、イギリスは1897（光緒23，明治30）年の「中英統議ビルマ条約」で西江の通航と梧州の開港を遂げた。

梧州はその地理的位置の優位性により開港され、清末広西における対外貿易の関門の一つとして繁栄していた。梧州が開港されてから、多くの外国製品は梧州を通じて広西省内に流入し、綿布、綿縮、海産物やマッチなどの日本製品も多く輸入された。とりわけ1905（光緒31，明治38）年8月30日付の日本の領事報告「清国広西省梧州視察復命書」に記されたように、日本製品は梧州市場において、綿毛織物類を除く外国製品のなかで最多額を占め、マッチはほぼ日本製が独占していたのであった。1910（宣統2，明治43）年8月20日付の「両広重要地方交通及商業状況」にもマッチはすべて日本製だと記載されている。

このように、明治期の日本の「領事報告」は、梧州における日本製品の景況についての記録を残している。梧州は日中貿易の将来性の高い地域として報告された。19世紀末には日本が広西に注目していたことは明らかである。しかし、当時の梧州市場では、日本製品は大量に流入しながらも、日本商人が直接広西に進出することは極めて少なかったのである。